

1884年選挙後のプラハ商工会議所役員会 —多数派交代と協調体制の再建に着目して—

長 濱 幸 一

1. 研究史の整理と本稿の課題

優れた中欧史研究に付与されるギンデリー賞を受賞したO. ウルバンは、1880年から1890年のハプスブルク帝国ならびにボヘミア史を「新たな均衡点の模索」の時代として位置づけている [Urban 1994, p.477]。この期間の主だった出来事を一瞥すると、ボヘミアでのドイツ語とチェコ語の平等的取り扱いを定めた言語令の発布(1880)、プラハ大学の言語別の分割(1882)¹、1880年に完成間近で焼失した国民劇場の落成式(1884)、そしてプラハ内国博覧会(1891)といった、チェコ民族運動の成果を示す数々の出来を見てとることができる。また政治上では、チェコ人の帝国議会への復帰(1879)、少数派に転落したドイツ・リベラルによるボヘミア領邦議会での消極的抵抗の開始(1886)、ボヘミアの内政問題解決のためのアウスグライヒ交渉(1890)²といった出来事が続いており、ドイツ人とチェコ人の新たな関係構築への試行錯誤の様子が窺える。換言すれば、1880年代は、1890年代の「近代チェコ民族の確立」に向けた一大分水嶺であった [Hroch 1985, pp.46-61]。

このような1880年代の動向を象徴する出来事の一つが、プラハ商工会議

¹ 大学分割の経緯については拙稿〔長濱 2010〕を参照のこと。

² この点については、1891年の内国博覧会問題と関連付けて、別途論じたい。その概要については、2012年の社会経済史学会全国大会（名古屋大学）にて報告を行っている。

所の選挙規約をめぐるドイツ系とチェコ系役員の対立（1884）であった³。すでに拙稿で論じているため、その詳細は描くが、この問題には、上述の民族・政治的動向に加えて、チェコ人の工業化の進展も絡み合っていた。農業民族と位置づけられてきたチェコ人が、1850年代以降、農業関連工業やその他中小規模の工業部門を中心に経済的力量をつけ、商工会議所における相応の地位を要求するようになったからである〔長濱 2008〕。ドイツ系役員の強い反発があったものの、時のターフェ政府の後押しもあって、1884年、プラハ商工会議所の選挙規約は改正され、チェコ系役員が初めて多数派を形成した。商工会議所が設立された1850年から続いたドイツ系役員の多数派体制が終焉を迎えたのである。

本稿は、商工会議所が民族と経済の双方の利害が複雑に絡み合う場であることを踏まえつつ、1884年の選挙直後、商工会議所がどのように新体制を構築していったかを考察していく。ただし、上述のようなボヘミア王国内での政治対立と絡めて、商工会議所を民族対立の場として考察することを狙ったものではない。そこで、本稿の狙いを明らかにするためにも、まず近年のナショナリズム研究と商工会議所研究の成果について取り上げてみたい。

2006年にヘルシンキで開催された国際経済史会議のシンポジウムで、「経済ナショナリズム」がテーマとして取り上げられた〔Popelka 2007/08〕。オーガナイザーのH. シュルツは、ナショナリズムというテーマが現代経済学では全く取り扱っていないこと、経済史の分野においても経済発展に対する障壁としてのみ理解されてきたことを問題視した〔Schultz 2006, pp.25-26〕⁴。というのも、東欧地域に限ってみても、工業化とナショナリ

³ この選挙規約改正問題の経過は、拙稿〔長濱 2008〕を参照のこと。なお役員の民族的帰属については、史料中で「deutsch」「böhmisch」と言った表現が用いられている。しかし、チェコ系役員だった人物を、次の役員選挙でドイツ陣営から擁立しようとする動きがあるなど、この時期の民族的帰属は、なお可変的であったことが明らかになってきた〔長濱 2010〕。そのため、本稿では「ドイツ人」「チェコ人」ではなく、「ドイツ系」「チェコ系」という表記で統一する。

ズムは不可分に進展したのであり、経済発展におけるナショナリズムの役割を無視できないからである。そこでシュルツらは、地域的視点から事例を積み重ね、中東欧社会の複合性や西欧とは異なる発展の経路を明らかにする必要性を喚起したのである。

ところで、このような問題について、ボヘミアのナショナリズム研究では、すでに先行して議論されてきた。例えば、ボヘミア史の碩学であるJ.コジャルカは、19世紀ボヘミア社会には少なくとも5つのナショナリズム諸派（大ドイツ、ボヘミア、スラブ、チェコ、そしてオーストリア主義）が相互に影響を与えながら、発展を模索していたと指摘している〔Kořalka 1991, pp.23-75〕⁴。ここでコジャルカは、ドイツ人とチェコ人の二項対立という伝統的な構図を退け、複数のナショナリズムが競合するボヘミア社会の多様性を浮かび上がらせている。ブードバイス市の事例を取り上げたJ.キングの業績でも、市長を中心に利害調整型の市政が運営されたことが指摘されており、ボヘミア社会が内包する共存と対立の両側面が取り扱われている〔King 2002〕。

そして商工会議所に関する研究史も、上の研究潮流の変化とほぼ同じ動きを示している。1850年に帝国全土に設置された商工会議所⁵は、1859年の対イタリア戦争後の国制改革の中で、領邦議会・帝国議会の双方へ議員を選出する権利を付与された〔Geissler 1949, p.99〕。経済振興団体であった商工会議所に大きな政治的権利が認められたことで、そこは民族利害も絡み合う場へと変化したのである。この点について、ボヘミアの二大商工

⁴ さらに踏み込んで言えば、近年の数量経済史研究の中にも、穀物価格の地域間格差を説明する際に、民族などの従来軽視されてきた要素を加えるべきだとの主張がある〔Schulze/Wolf 2012〕。

⁵ この中でコジャルカは、帝国の枠組みを維持しながら諸民族の発展を志向するナショナリズムの一派、オーストリア主義が、帝国末期まで一定の持続性を有していたと指摘している。筆者の試みも、このオーストリア主義の持続性に経済の側面から光を当てようとするものである。

⁶ 1850年3月18日付の「商工会議所の設立に関する暫定法」により、帝国全国は60の管区に分けられた。本論の対象とするボヘミアでは、プラハ、ライエンベルク、ビルゼン、ブートヴァイス、エーガーの五つの商工会議所が設置された〔Allgemeines Reichsgesetz-und Regierungsblatt 1851, pp.711-721〕。

会議所であるプラハとライヘンベルクの比較研究を行った H. バッハマンの古典学説を紹介しておこう [Bachmann 1973]。バッハマンは、以下の段階を経た後、プラハ商工会議所におけるドイツ系とチェコ系役員の対立は不可避になったと考えている。つまり、ボヘミアにおいてはドイツ人が工業化の推進役を担っており、設立当初の商工会議所の役員がドイツ系企業家によって占められていた。その後、農業関連工業分野などで社会経済力を高めたチェコ人は、会議所での発言権の拡大を求めたが、ドイツ系役員は大企業家を優遇する制度を活用して、チェコ人の進出を阻み、彼らの要求を認めなかった。そこでバッハマンは、1884年の選挙規約問題を、このような矛盾が表面化し、両者の分裂を決定づける事件として位置づけた。その後、会頭選挙をドイツ系役員がボイコットしたのが、その証左であると言う。

しかし近年の研究成果は、バッハマンの古典学説とは異なる商工会議所の姿を提示している。それらの研究で共通するのは、ハプスブルク帝国から第一次大戦後のチェコスロvakia共和国への円滑な移行への着目している点である [Boyer 1999, pp.10-17; Jakubec 2009, pp.53-54]⁷。同共和国は、旧帝国を構成していた諸国と比べて経済分野の復興をいち早く達成しており、その際、実業界と政府の結節点として商工会議所の役割が再評価された。そして、共和国時代の商工会議所組織が、帝国時代からの連續性を維持していたこと、また、プラハ商工会議所の役員や事務局を経験した人物の多くが、チェコスロvakiaの国政の中心を担っていたこともあり、対立に明け暮れたという商工会議所の伝統的な構図は、帝国崩壊後の歴史から遡ることで修正されることになった⁸。その結果、対立を孕みながらもドイツ人とチェコ人の経済活動の交互作用の場として評価する必要性が浮

⁷ 冷戦期には極めて低調だったチェコ史学会におけるボヘミアの企業史・企業家史研究は、2000年代に入って、ドイツ人研究者とのワークショップの開催の開催など、活況を呈しており、商工会議所の役割にも注目が集まっている。

⁸ 例えば、事務局に勤めた J. フォジトや J. グルバーは、第一共和国で国務大臣を務めた [Jakubec 2007/08]。

上したのである⁹。

このような研究史上の潮流の変化を考えると、決定的な対立局面の出発点と位置づけられてきた1884年の選挙後の商工会議所体制についても、見直しが必要となろう。そこで本稿の狙いは、1884年の選挙規約をめぐるプラハ商工会議所での対立の後に、どのように協調体制が再確立されたかを考察することにある。しかし、この多数派転換後のプラハ商工会議所に注目した先行研究は多くはない。管見の限りでは、ボヘミアのブルジョワジー形成について言及したコジャルカが、1886年1月28日役員会において、「チェコ人会頭ボンディの献身的な活動がドイツ系役員からも認められた」と指摘しているにとどまる [Kořalka 1997, p.68]。そこで本稿は、1884年の選挙直後から、コジャルカの言う1886年1月役員会までを対象にして、どのようにドイツ系役員とチェコ系役員が協調体制を確立していったかを検討したい。その際、プラハ商工会議所は、役員会の記録を年次報告という形で作成しており、役員会の活動の足取りを追跡することが可能となっている¹⁰。ただし、同史料は役員の民族性についての記載はない。それについては『プラハ商工会議所の50周年記念誌』（以後、『50周年記念誌』と略す）を補完史料として利用し、上記の課題に接近したい。

最後に、論述手順を示しておく。まず次章では、1884年選挙後にプラハ商工会議所で生じた変化として、業務数の推移と役員の顔触れの変化を概観し、協調体制が成立する背景を考察する。その後、1884年から1886年1月28日までの役員会の協議内容を取り扱う。なお紙幅の関係上、役員会の全ての議題を取り扱うことができないため、ドイツ系役員とチェコ系役員の関係に直接関わる会頭選出の問題と、この期間最大の議題であった「オ

⁹ 帝国期の商工会議所そのものを取り扱った研究は、プラハ大学の I. ヤクベツの2000年代の研究を例外とすれば、それほど多くはない。企業家集団を取り扱うことが、冷戦期には熱心ではなかったこと、その結果、史料の散逸が進んだことが理由として考えられる [Myska 1999, Kořalka 1997]。

¹⁰ ボヘミアの経済発展について優れた業績を残した K. ブロウゼクは、商工会議所の史料を当時の社会経済状況を知る上で一級の史料と指摘している [Brousek 1987, pp.9-10]。

ストリア・ハンガリー銀行問題」に絞って考察していくこととする。

2. 1884年選挙後のプラハ商工会議所

2-1. プラハ商工会議所の業務の増大

本節では、プラハ商工会議所役員会が協調体制を再確立する過程を考察する前に、プラハ商工会議所がどのような業務を担当していたかについて一瞥し、民族を超えた役員間の協調が必要であった背景を確認しておきたい。1886年1月28日開催の役員会で、会頭のボンディは、年頭の会頭報告の中で1885年の商工会の活動を1883年と比較しながら説明を試みている。ここでは、その報告に基づいて検討してみよう。

まず、商工会議所の業務数について概観しておく。ハプスブルク帝国の商工会議所は、商務省の管轄下で、商工業振興のための意見・提案を具申する役割を有するとともに、管区内の商工業の状況について報告する義務を負っていた [Retter 1997, p.92]。一方、帝国の他の商工会議所や外国の同種団体との交流も行っており、政府の補助機関と商工業者たちの自助組織の二つの顔を持っていた。そのため、商工会議所が請け負う業務も質量とともに膨大なものとなった。すでに1883年には、その総数は3204件に上る（表1） [PWHG 1885, pp.1-2]。このうち、役員会や各種委員会で検討されたのが734件、構成員に報告されたものが420件、刊行等を通じて通知されたものが1066件、付属図書館に送付されたものが748件、そして処理できなかつたものが236件となっていた。そして、この業務数は、1885年には、4707件と一緒に約50%も増加した。その対応を見ると、役員会や各種委員会で検討されたのが1949件、構成員に報告されたものが816件、刊行等を通じて通知されたものが1231件、付属図書館に送付されたものが479件、そして処理できなかつたものが232件となっていた。未処理の数を減らすため、役員会や各種委員会での処理数は2倍以上となっており、一番の増加率を示している。つまり、この2年間の間に、業務を処理するとい

表1 プラハ商工会議所の業務数と役員会の推移
(1883年と1885年)

業務の処理状況	1883年	1885年
処理済み	734	1949
承認／周知されたもの	420	816
報告／刊行されたもの	1066	1231
図書館に送付	748	479
未処理	236	232
業務総数	3204	4707

委員会の分類	1883年	1885年
通常役員会	5	5
特別役員会	1	0
商業部門の役員会	9	13
工業部門の役員会	7	11
仲裁裁判所判定	0	1
工芸博物館会議	0	4
各種委員会	55	79

〔典拠 PWHG 1885, pp.1-2.を基に、筆者作成〕

う視点から見ると、役員会や各種委員会の役割は以前より高まっていったと言えるだろう。

次に、役員会でどのような議題が取り扱われていたかについて見ておこう。会頭のボンディは、商工会議所の業務増大の原因として、立法への関与が増したことを挙げている [PWHG 1885, pp.3-4]。特に労働者傷害保険法、関税の変更についての提案、火薬取扱法については、プラハ商工会議所が積極的に関与したという。また立法分野以外での成果としては、取引所や工芸博物館の設立に向けた協議、効率的な鉄道運送の意見提案、モルダウ川の河川交通の整備、郵便・電信局のサービス向上、商業裁判所の判事選出、プラハ市内の市場規制などが挙げられており、帝国・領邦レベルの案件からローカルな苦情まで幅広く取り扱われていた。

このような業務の増大や多様化に応じて、当然のことながら、会議の回数も大きく増加した。商工業両部門の役員会の回数は以前と変わっていないが、部門別の役員会と委員会の回数は大きく増えている [PWHG 1885, p.2]。これは、商工会議所が部門ごとに議論を積み重ねの上に運営されていてことを示している。そのため、円滑な運営のためには部門別の役員会や委員会での合意形成が、極めて重要になったと考えられよう。そこで次に浮かび上がってくる問題は、1884年の選挙を経て、役員の顔触れがどのように変化したのか、そして、部門別に民族的な偏りがあったのかということになる。

2-2. 1884年役員選挙後の役員構成の変化

本節では、商工会議所の業務を実際に協議する役員の構成の変化を確認していく。まず多数派が交代する1884年の選挙直前の役員名簿を確認しよう。総勢42名のプラハ商工会議所役員の内、10名の役員がチェコ系と見なされていた（表2）[Gruber 1900, pp.198-199]¹¹。この10名の内8名は、小営業部門選出の役員となっており、その出身母体には大きな偏りがあった。しかし、このことはチェコ人の社会経済的進出が、ドイツ人と比べて大きく立ち遅れていたということを意味しない。この点を確認するため、管区内全体の人口と商工業従事者数の概略と1884年の投票行動を確認しておこう。

1880年の国勢調査によると、プラハ商工会管区の総人口はおよそ168万人で、その内、ドイツ人が11万人、チェコ人が157万人となっており、チェコ人が人口の90%以上を占めており圧倒的な多数派を形成していたことが分かる（表3）[Jodl 1885, pp.4-6]。そこで、営業税を納付している商工業者の人数を見てみよう。ここでは商業、工業の両部門でチェコ人の占める

¹¹ ここで注目したいのは、チェコ民族運動で急進派の青年チェコの指導的立場にあったE. グレーゲルの名前があることだ。1880年代以降のチェコ民族運動を語る上で無視できない人物である。

表2 1884年選挙直前のプラハ商工会役員名簿 * (b)はチェコ系役員を示す

1、商業部門

氏名	職業		
K. Bamberger	商人/保険会社総代理人	A. Müller	原材料販売
F. Batka	薬局経営	K. Perelis	農産物販売
S. Beer	委託取扱/運送業 帝国顧問官	A. Quoika	砂糖委託販売
F. Brosche	原材料販売	H. Rödl	ニュルンベルク商品販売
R. Dotzauer	原材料販売	J. Sobotka	織物販売
O. Forchheimer	皮革販売/帝国顧問官	J. Stüdl	原材料販売
J. Fritsch	上級鉱山顧問官	F. Tempsky	出版業
S. Goldschmidt	皮革販売	V. Treybal	帝国顧問官/鉄取扱
H. Haas	帝国顧問官/運送業	E. Waraus	帝国顧問官/原材料販売
H. Jarsch	ボヘミア西鉄道 経営部長	J. Wohanka (b)	植民地製品の取扱
S. Mauthner	手工業製品販売		

2、大規模工業

J. Bermüller	チヨコレート工場	H. Mercy	製本業
J. Bernard	機械工場	J. Müller	機械工場
G. Bondy(b)	鉄圧延工場	E. Portheim	帝国顧問官/綿捺染工場
K. Entz	化学工場	V. Riedl von Riedenstein	砂糖工場
F. Kubinzky	紡績/織布/捺染工場 帝国顧問官	W. Winterstein	ゴム/人造ゴム工場

3、鉱山部門

J. Reich	鉱山上級管理者	F. Riese-Stallburg	鉱山所有者
----------	---------	--------------------	-------

4、小営業部門

E. Grégr(b)	製本所所有	J. Otto (b)	製本所所有
J. Hawelka	金属工場	J. Prokopec (b)	製粉業
K. Makovsky(b)	絹染色	F. Šebor (b)	化学製品製造
W. Nekvasil(b)	建築士	J. Skokánek (b)	金属製品製造
W. Němec(b)	金細工師		

[典拠 Gruber 1900, p.320. より、筆者作成]

表3 プラハ商工会議所の人口数と納税額

	ドイツ人	チェコ人	合計	ドイツ:チェコ比率
管区内人口	112,115	1,571,224	1,683,339	7:93
プラハ市人口	32,714	133,460	166,174	20:80
商業部門の納税者数	912	2,979	3,891	30:70
工業部門の納税者数	2,997	8,175	11,174	27:73
営業税の納付額 (単位グルデン)	100,295	360,155	460,450	22:78

[典拠 Jodl 1885, pp.4-6, p.21.を基に、一部、筆者加工]

表4 1884年のプラハ商工会議所役員選挙の得票結果

	投票数	チェコ系候補者の得票数(%)	ドイツ系候補者の得票数(%)
大規模商業	146	42 (29)	104 (71)
中規模商業	2014	1456 (72)	558 (28)
小規模商業	4839	4439 (91)	0 (0)
商業部門の合計	6999	5937 (84.8)	662 (14.3)
農業関連大規模工業	171	133 (69)	38 (22)
一般大規模工業	114	35 (30)	79 (70)
鉱山業	45	35 (77)	10 (22)
中規模工業	544	469 (86)	75 (14)
小規模工業	6582	6514 (99)	0 (0)
工業部門の合計	7456	7186 (96.3)	202 (2.7)

[典拠 Gruber 1900, p.333.より、筆者作成]

割合が7割程度にとどまっている。人口比に比べてドイツ人の役割が相対的に大きかったことを示している。しかし営業税に占めるチェコ人の納付額は、8割程度となっており、その割合は小さくない。「農業はチェコ人、商工業はドイツ人」という伝統的な構図がすでに当てはまらなくなっていたと言えよう。チェコ人が商工会議所の役員選挙規約の改正を要求したのも、このような社会経済的実情に即した体制を求めたからに他ならなかつたのである。

続いて、1884年6月27、28、30日の三日間で実施された選挙での有権者の投票行動から、当時のプラハ商工会議所管区の民族と経済の関係を見ておこう（表4）[Gruber 1900, p.332]。投票者13987人のうち、ドイツ系候補者に投票した者は864人であり、投票者数のうち6%程度にすぎない¹²。この数値からも、チェコ人が商工業分野に大きく進出していたことが確認できる。しかし、この選挙では選挙規約の改正に伴い、経営規模別に部門が分けられて実施されたため、当選した役員の民族構成は総得票の割合とは大きく異なっていた。そこで新しく選出された役員の民族的帰属を見ておこう。『50周年記念誌』によれば、48名の役員の内32名がチェコ系役員に分類されている（表5）。選挙前の10名から大きく勢力を拡大したことになる。主要なチェコ系役員として、初代チェコ系会頭となるボンディ、その後を継いで会頭を務めるJ. ヴォハンカ、チェコ民族運動の担い手の一人であったE. グレーゲルらの再任組に加え、中規模工業分野で新規に選出されたA. ジブナーツ（後の副会頭）や農業関連大規模工業分野で選出されたカルリークらが挙げられている。また、小規模商業、小規模工業の分野にはドイツ系候補者が立候補しなかったと記されているため、チェコ系役員で占められていたと考えられる [Gruber 1900, pp.334-335]。このように、チェコ系役員は、チェコ人が元々強い影響力を持っていた農業関連工業と小規模経営分野にとどまらず、幅広い分野から選出されていた。これは、プラハ商工会議所管区内におけるチェコ人企業家の役割が高まったことを示すものであった。

他方ドイツ系役員についても見ておきたい。この選挙では、16名のドイツ系役員が選出された [Gruber 1900, p.335]。ここでは、その全てが大規模商業と一般大規模工業分野から選出されていたことに着目したい。管区内の社会経済に大きな影響を与える大規模経営において、ドイツ人企業家の勢力は無視できない大きさであった。その有権者数と比べて、ドイツ人

¹² 小規模商業、零細工業の二分野にはドイツ系候補は立候補しなかったため、この分野にどれくらいのドイツ人経営者がいたかの判断材料にはならない。

表5 1884年選挙後のプラハ商工会役員 * (d)はドイツ系役員、(b)はチェコ系役員を示す

1 - 1 、大規模商業

J. Bunzel (d)	原材料販売	V. Riedl v. Riedenstein (d)	砂糖工場
P. Falkowicz (d)	保険会社総代理人	M. Rosenbacher (d)	銀行家
K. V. Müller	原材料販売	F. Tempsky (d)	出版業
J. Perlis	農産物販売	E. Waraus	帝国顧問官/原材料販売
G. Portheim (d)	委託販売業	K. Zdekauer (d)	帝国顧問官/大商人

1 - 2 、中規模商業

G. Bondy (b)	鉄圧延工場/鉄販売	P. Sedláček (b)	商業製品取扱
A. Řivnáč (b)	書籍販売	J. Wohanka (b)	帝国顧問官/植民地製品取扱
A. Stuchlík (b)	帝国顧問官/運送業	F. J. Peska	帝国顧問官/食料雑貨取扱
A. Neswdba	原材料販売	G. Weitsch	靴職人向けの製造/販売

1 - 3 、小規模商業

J. Beiwl	原材料販売	J. Kopecky	亜麻販売
F. Heyduk	木材販売	K. Podhorsky	魚販売
A. Goldfuss	鉄販売	J. Arnstein	穀物販売

2 - 1 、大規模農業関連工業

J. Karlík (b)	砂糖工場長	J. Reitler	醸造工場所有
J. Klicka	醸造工場所有	W. Salásek (b)	砂糖工場所有
W. Radímsky	製粉工場所有	G. Gross	砂糖工場長

2 - 2 、一般大規模工業

J. Bermüller	チョコレート工場	A. Richter (d)	紡績工場
H. Mercy (d)	出版業	J. Sobotka (d)	紡績/織布/捺染工場
P. Rademacher (d)	化学工場	K. Umrath (d)	機械工場

2 - 3 、鉱山業

E. Jarolimek	宫廷顧問/鉱山理事	E. Lorenz	鉱山管理者
--------------	-----------	-----------	-------

2 - 4 、中規模工業

W. Nekvasil (b)	建築士	J. Prokopec (b)	製粉業
J. Otto (b)	製本所所有	E. Grégr (b)	製本所所有

2 - 5 、小規模工業

F. Šebor (b)	化学製品製造	F. Deutsch	食堂経営
J. Skokanek (b)	金属製品製造	J. Jirousek (b)	仕立て屋
W. Němec (b)	金細工師	F. Eerveny	燻製屋

[典拠 VHG 1886, pp.Ⅷ-X より、筆者作成]

の経済的・社会的影響力は大きく、その存在を無視した商工会議所運営は困難だったと考えられる。

このように1884年の役員選挙が、チェコ系役員の台頭をもたらしたのは事実である。バッハマンの古典学説は、この選挙時の対立を重視して、その後の商工会議所の運営も対立が中心になったと指摘した。しかし前節でみたように、選挙後の商工会議所では、商工会議所の業務は増加し、その内容も多様化した。しかも、その対応は各部門の役員会と委員会が担っており、これら役員会と委員会の役割が高まった。このような事情を考えると、大規模商業と一般大規模工業分野で圧倒的多数を占めたドイツ系役員との協調体制の確立は不可欠だったと考えられる。そこで以下では、プラハ商工会議所の役員会を取り上げ、チェコ系役員とドイツ系役員の協調路線の再確立の過程を折り出したい。

3. 1884年から1886年までのプラハ商工会議所役員会

3-1. 1884年選挙後の新体制確立

1884年6月末の選挙後、最初の役員会が8月4日に開かれた。議事録には出席者、欠席者の記録は残されていない。しかし『50周年記念誌』によれば、ドイツ系役員の全てが選挙無効を訴えて欠席していたことが記録されている [Gruber 1900, p.336]。プラハ商工会議所に埋めがたい溝が生じたと、バッハマンが結論付けたのも、このような事情を考慮したことだった。

役員会は、内閣顧問官ノイキルヒエンによるドイツ語での挨拶で幕を開けた [VHG 1884, p.179]。挨拶の後は、役員の中で最高齢の F. J. ペシュカが暫定議長として、チェコ語で会頭選挙の議事を進行した。出席した役員による投票が行われ、ボンディが30票、グレーグルが1票を獲得した。ボンディ自身は自分に投票しなかったため、彼はチェコ系役員全員から会頭に選出されたことになる。これを受けてボンディは、まずチェコ語で「愛

郷心に基づく義務感」から会頭職を引き受けると、チェコ系役員に向けて返答した。さらにドイツ語で、商工会議所において二つの民族の平等な対応に努力し、「忠実なオーストリア人」として会頭職に取り組むことを宣言している [VHG 1884, p.181]。この会頭就任のあいさつには、チェコ人の民族感情に呼び掛ける内容は一切含まれていない。むしろ、二つの言語を使って、しかも「オーストリア人」であることを強調して、その中立性を印象づけようという、ドイツ系役員への配慮を示す内容となっていた。

この後に続く副会頭の選挙は、チェコ系役員がドイツ系役員との協調路線の確立を目指していた様子をよく示している。投票した31票の全てがドイツ系役員である A. リヒターに投じられたのである [VHG 1884, p.181]。急進的なチェコ民族運動・青年チェコの指導者の一人と位置づけられるグレーゲルも含めて、リヒターを副会頭に選出したことは、商工会議所の役員たちの関心が、民族間の派閥争いより、経済活動を円滑化する安定的な会議所運営にあったことを示していると言えよう。なおリヒターは欠席していたため、彼の就任意思を確認した上で副会頭職を決定することになった。8月11日に開かれた次の役員会では、リヒターが副会頭職を固辞したことが報告されている [VHG 1884, pp.187-189]。結局、再度、選挙を実施し、26票を獲得した J. オットーが副会頭に就任することとなった¹³。残る会頭代行については、チェコ系役員であるヴォハンカが選出されている。結果として、プラハ商工会議所執行部の新体制は、チェコ系役員によって占められることになったが、その過程でドイツ系役員を取り込もうとした事実を無視してはならない。少なくともチェコ系役員側に、協調を模索する動きが明白に存在していたのである。

その後、10月29日の役員会に、それまで欠席を続けていたドイツ系役員がとうとう復帰した。この役員会の最初の議題が言語問題だった。まずチェコ系役員ジブナーツが、議事録の確認をドイツ語とチェコ語で行うのを止

¹³ 出席者は27名で、残る1票は、オットーがネクヴァシルに投じた。

めることを提案した。彼は、役員会の時間短縮のため、ドイツ語で確認を行う回、チェコ語で確認を行う回を交互に繰り返すことを提案したのである [VHG 1884, p.265]。これに対して、ドイツ系役員を代表して F. テムプスキーは、ドイツ系役員の中にはチェコ語を理解できない者が多数いることを理由に、ジブナーツ案に反対した。ここで興味深いのは、急進派のグレーゲルの発言である。彼は、「たとえ一人でも、別の言語での読み上げや確認を求めているならば、行わなくてはならない。ここ数回の役員会は、その種の要求がなかったために行われなかつたにすぎない」と述べ、テムプスキーの意見を支持したのである [VHG 1884, p.266]。結局、この問題は、12月11日の役員会でも再度検討され、ここでドイツ系役員を代表してソボトカが、会頭に対応を一任することを提案し、了承された [VHG 1884, p.321]。そして会頭ボンディは、ドイツ系役員の要請を受け入れ、二言語での議事確認を継続することを決定したのである。この一連の経過からは、多数派の交代後も、言語の平等な取り扱いの原則が継承されていたことが分かる。さらに、ドイツ系役員が会頭ボンディに対応を一任したことからは、民族の別を超えて会頭へ強い信頼が寄せられていたと言えよう。コジャルカが指摘したより早い段階で、商工会議所における協調路線の確立への取り組みが着手されていたのである。

そこで、役員会に復帰したドイツ系役員も、当初から民族融和に冷淡ではなかった例として、1885年1月の会頭再任選挙と同年5月の副会頭選挙を取り上げておきたい。1885年1月21日役員会において、会頭ボンディの再任選挙が実施された。出席したドイツ系役員を代表して、リヒターは、選挙に参加しない旨を通知し、議事録にそのことを記録させている [VHG 1885/I, p.25]。しかし、これをもって、ドイツ系役員が執行部に対して否定的な姿勢をとっていたわけではない。選挙に先立ち、チェコ系役員を代表したジブナーツが、ボンディが会頭として多くの会議に精力的に参加していること、会議所の役員や事務局への激励を続けていること、そして民族問題で中立的姿勢を堅持していることを挙げて、その熱心な活動に敬

意と謝意を示したいと提案した。そしてドイツ系役員を含む、役員会に出席していた全ての役員が、承認したのである [VHG 1885/I, pp.24-25]。ドイツ系役員もボンディを信任していたと見ることができるだろう。チェコ系役員として初の会頭となったボンディであるが、彼については、前会頭のドッツァウアーの『自伝』によれば、その公正中立な姿勢が高く評価されており、一時期は、ドッツァウナーの後継者と目されていたとも指摘されている [Schebek 1895, p.199]。ボンディの公正中立という一貫した姿勢が、ドイツ系役員の信頼を勝ち取っていたのである。

さらにドイツ系役員がボンディに例外的に信頼を寄せているわけではない点も無視できない。それを端的に示すのが、同年5月の副会頭選挙である [VHG1885/III, p.17-19]。それまで副会頭を務めていたオットーが、病気を理由に辞任することになった。そこで、新たな副会頭を選出することになった。ここでもドイツ系役員を代表してテムプスキーが、選挙への不参加を表明している。しかし同時に、チェコ系役員により選出された副会頭を拒否しないことも宣言している。さらに、退任するオットーへの謝意についても、全会一致で承認しているのである。

このように、ドイツ系役員は会頭・副会頭選挙に、一貫して参加拒否を貫いていた。この事実に基づいて古典学説は、ドイツ系役員とチェコ系役員の溝が深まったと結論付けた。しかし役員会の議事録からは、選挙への不参加を貫きつつも、ドイツ系役員は会頭や副会頭の活動を承認していたことが明らかになる。しかも、その出発点は、コジャルカが指摘する1886年1月より早く、1884年選挙直後にまで遡ることができる。他方、チェコ系役員側も、民族利害に関わる言語問題で大きく譲歩している。商工会議所の二つの陣営が、当初から決して敵対的関係ではなく、むしろ相互に融和的な態度を示していたことに注目しなくてはならないのである。

3-2. オーストリア・ハンガリー銀行の免許更新問題

本節では、選挙とは異なり、ドイツ系役員とチェコ系役員で大きく意見

が分かれた問題を取り上げ、その対立点を整理することで、両者の利害の違いを明らかにしていきたい。そこで、本稿が考察対象としている1884年から1886年1月の期間に最も多くの時間が費やされた問題、オーストリア・ハンガリー銀行の免許更新問題を取り上げる。これは議事録においても、最も多くの紙数が費やされている。

まず、この問題の概要をブルザッティ編纂の『ハプスブルク帝国史』1巻の成果を基にして説明しておこう [März/Socher 1973, pp.345-346]。1887年、国立銀行オーストリア=ハンガリー銀行の免許更新を機会に、それまでオーストリアとハンガリーに個別に割り当てられていた紙幣量の弾力化試みられた。これは国内の紙幣不足に不満を持っていたハンガリーを懐柔するのが狙いでいた。しかし、この際、チェコ人側からもいくつかの要求が出された。その主な要求は、1. ウィーンやブダペストと同様にプラハにも銀行の本店を設置すること、2. ボヘミア王国の資金需要への対応に使用目的が限定された5000万グルденを割り当てるここと、3. 銀行券にチェコ語の表記を加えること、という3つの柱からなっていた。そして、これらの要求を最初に行ったのが、プラハ商工会議所であったという。しかしこの3つの要求は、帝国内でのボヘミアの経済的な自立と言語という民族利害に関わる要求を含んでいたこともあり、帝国議会では十分に審議されず否決されてしまった。この点から、同銀行の免許更新問題は、オーストリア・ハンガリー帝国におけるドイツ人・ハンガリ一人とその他の民族の対立を象徴する問題と見なすことができよう。そこで、以下では、問題の出発点となったプラハ商工会議所での議論の過程を確認していこう。

まず、商工会議所が同銀行の規約の改正を検討し始めたのは、免許の更新期限の2年前となる1885年のことであった。1885年7月1日の商業部門役員会で、銀行免許の更新について検討する特別委員会の設置が全会一致で承認されたことから、検討が進められた。この特別委員会の委員長には会頭代理ヴォハンカが就任し、チェコ系役員 W. サラーシェク、ジブナツ、ストゥフリーグの3名、ドイツ系役員の G. ポルトハイム1名が委員

として協議に加わった。その後、7月24日の商業部門の役員会に、銀行規約の改正案が提示された。商業部門の役員全員で共有されていた問題意識は、オーストリア・ハンガリー銀行が、ボヘミアならびにプラハの資金需要に十分応えておらず、ボヘミアの経済発展の阻害要因になっているという点だった。特に、ボヘミアの金融制度の発展を支えた前貸し金庫（Vorschusscassen）への支援が全くないことへの不満が共有化されていたという [Gruber 1900, pp.403-404]。

そこで、11条から成るオーストリア・ハンガリー銀行の規約改正が、商業部門の役員会で提案された。その内容は、ボヘミアでの手形割引等に使用目的を限定して5000万グルденを割り当てる規定（第1条）、前貸し金庫や貯蓄金庫との取引を命じる規定（第2条）、倉荷預証券を担保として認める規定（第3条）、オーストリア・ハンガリー銀行のプラハ支店を「オーストリア・ハンガリー銀行ボヘミア本店」と変更し独自の経営を行うことを認める規定（第4条）、プラハ本店の業務範囲や経営陣の選出方法（第5-9条）、店舗における言語の平等性についての規定（第10条）、紙幣の表記にチェコ語を加える規定（第11条）、にまとめられる。つまり、この改正案の要点は、以下の3つにまとめられる。第一がボヘミアの資金需要に十分かつ迅速に対応できる仕組みを創り出すこと、第二がウィーン本店から独立性を強化すること、そして第三が言語の平等な取り扱いを担保することの3つである。言い換えれば、この問題はボヘミアの経済振興という経済的要求と、政治・民族的な要求が絡み合っていたことになる。7月1日開催の商業部門の役員会では、第2条、第3条、第10条については全会一致で承認されており、その他は過半数の賛成で承認されたことが記されている [Gruber 1900, pp.403-405; VHG 1885/IV, pp.42-44]。経済振興を目的とする条項だけでなく、言語の平等性に関わる第10条も、全会一致で承認されている点は無視できない。以下では、このような事情について検討していくが、残念ながら商業部門の役員会での議論そのものの詳細は伝来していない。そこで、7月30日の商工両部門の役員会での議論を考察する

ことで、各陣営の主張を明らかにしていこう。

まずは、ボヘミアの資金需要への迅速な対応について、役員会における論点を整理しておこう。特別委員会の委員長であったヴォハンカはチェコ系役員を代表して、提案動機を説明した。ここで上記のような改正を提案した理由として、「商工会議所が第一の国民経済的な問題として取り組んできた砂糖危機」の再来を防ぐことを挙げている〔VHG 1885/IV, pp.45-46〕。この製糖業は、チェコ人の経済発展の原動力の一つとされる¹⁴。甜菜の栽培を通じて製糖業を起こすとともに、農民が余剰資金を前貸し金庫に預けることで、金融制度の確立にも貢献していたからだ。そして、プラハ商工会議所は、ドイツ系役員が多数派を占めた1850年代から一貫して、製糖業の保護育成に熱心に取り組んできたのである〔長濱 2009〕。しかし、1880年代初め以降、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国との競争が激化し、製糖業は危機的状態に陥っていた。役員たちは、「在庫の蔗糖を担保として融資することで、危機的状況から脱することができる」との認識が共有されていた〔VHG 1885/IV, p.47〕。しかし、当時のオーストリア・ハンガリー銀行では、この種の融資が認められておらず、結果として多くの製糖業者が倒産の憂き目にあったのである。そのため、チェコ系役員を中心に商業部門では、ボヘミアで自由に利用できる5000万グルденの割り当てと現物を担保と認める条項の追加が不可欠だととの見解が出された。

このような多数派の見解に対して、少数派のドイツ系役員は、5000万グルденの独占的な割り当てを問題視した。ボヘミアに固定額を認めることができ、帝国のみならず、ボヘミア領邦レベルでも対立を引き起こすとの懸念があったからだ。ドイツ系役員を代表してブンツェルは、ボヘミア全体に関する案件であるので、ボヘミアの他の商工会議所との協議が必要だと主張した。そして、ライエンベルク商工会議所は、ウィーンとの経済的結びつきが強いためこの提案を拒否し、ボヘミアの分裂が引き起こされる可能

¹⁴ 1850年代以降、チェコ人の工業化は農業関連工業・製糖機械製造を中心に進展した〔長濱 2009〕。

性があるとの問題点を指摘したのである [VHG 1885/IV, pp.48-49]。また、ボヘミアで資金に余裕があり、他地域で資金需要が高まった時、ボヘミアの資金を回せないとすれば、国立銀行としての役割を大きく損なうという、帝国レベルからの懸念も表わされている。資金需要に迅速に対応することには賛成であっても、帝国・ボヘミア内で軋轢を生む点に強く反発したのである。

これは改正案の第二の柱、ウィーン本店からの独立をめぐる議論で、より明瞭となる。チェコ系役員のサラーシェクは、「ボヘミアのように工業と農業が並行して発展してきた領邦にとって、自ら資金配分を決定する必要がある」と主張する [VHG 1885/IV, p.51]。農業について疎いウィーン本店では、適切かつ迅速な対応は期待できない。そこでプラハに本店を置き、プラハ本店の経営陣選出にボヘミアの商工会議所が直接関わることで、問題の解決が図れると述べた。これに対して、ブンツェルは、「仮にこの要求を受け入れて『オーストリア・ハンガリー・ボヘミア銀行』が設立されれば、他の領邦も同じ要求を行うだろう」と指摘し、プラハ本店設立案が、帝国の枠組みそのものを弛緩させると警告した [VHG 1885/IV, pp.56-57]。このような危機感は、「オーストリア・ハンガリー銀行は、もはや『帝国』でも『中央銀行』でもなくなってしまう」との言葉に最もよく反映されている [VHG 1885/IV, p.48]。ドイツ系役員たちは、オーストリア・ハンガリー銀行の資金供給が十分だとは言えないが、金融制度についてはウィーン本店を中心とした「集権的問題」として取り扱って、「連邦的な取り扱い」は避けるべきだと主張したのである。商業部門の役員会で、第1条は過半数の賛成で採択され、第2、3条が全会一致で採択されたという対応の違いは、後者の条項が、帝国の分裂を招く危険性のない提案だったことに理由があったと言えよう。

最後に言語の平等な取り扱いについて見ておこう。サラーシェクは、「オーストリアは『多様なネイションのコングロマリット』である」と言う [VHG 1885/IV, p.51]。そのため、チェコ語が紙幣に書かれていても、

それは国家の統一を乱すものでも、オーストリアの信用を汚すものでもないと主張する。ヴォハンカも、商業分野の役員会で言語の平等的取り扱いには異論がなかったとして、第10、11条の正当性を説明した。これに対して、ドイツ系役員を代表してブンツェルが、彼らの見解を説明した。まず「言語の平等は確かに正しい」と総論での賛意を示した [VHG 1885/IV, p.50]。また、銀行券の表示についても、「その表示が全ての言語で行われることに異論はない」と言う。民族的利害に直接関係している言語の問題にも関わらず、ドイツ系役員の宥和姿勢は明白である。同じくドイツ系役員のポルトハイムも発言を求め、11条については無条件で賛成であると述べている [VHG 1885/IV, p.60]。なお、ブンツェルは、「個人的希望」と条件付きながら、世界で流通する銀行券の文面には国家の統一が表現されることが重要なため、ドイツ語とハンガリー語が中心に据えられ、その周囲に他言語を配置する構図を提案している [VHG 1885/IV, p.58]。このようなドイツ系役員の主張からも、商工会議所の役員たちの関心が狭い意味での民族利害に縛られていたわけではないことが読み取れよう。

以上のような議論を経て、採決に入った [VHG 1885/IV, pp.59-60]。ヴォハンカは、自分たちの提案が中央政府や帝国議会に強い印象を与えるためにも、全会一致での採択することを求め、そして商業部門の役員会と同じ手順で、条項ごとに採決するよう提案した。これに対してドイツ系役員ファルコビッツは、まず提案を商業部門の役員会に差し戻すよう求めた。しかしこのファルコビッツ提案は、6対23で否決された。そこで、次は採決方法が問題となった。ファルコビッツは、提案は相互に関係した内容となっているため、条項ごとの採決に反対し一括採決を提案した。他のドイツ系役員も、同様の要求を行ったこともあり、ヴォハンカは条項ごとの採決案を引下げて、一括採決とすることでまとまった。さらに、記名投票とするか無記名投票とするかについては、両陣営ともに異論なく、無記名でまとまった。投票の結果は、23対6の賛成多数となり、オーストリア・ハンガリー銀行の規約改正に関するプラハ商工会議所案は承認されたのである。

このように投票結果自体は、ドイツ系役員の反対を一蹴し、チェコ系役員側の要求をそのまま受け入れたように見てとれる。しかし、投票は、無記名一括という方法が取られ、両者の対立軸や利害の違いが鮮明化しないような工夫が凝らされていたのである。

このように、オーストリア・ハンガリー銀行の免許更新に関わる議論は、言語に関わる要求が含まれていたことから、民族利害と経済利害の双方が絡み合う場となっていたように見える。実際、『50周年記念誌』が伝えるところでは、この提案は、ドイツ系の新聞から厳しい批判を浴びたという [Gruber 1900, pp.408-409]。そして先述したように、帝国議会はこの問題を十分な審議もなく否決してしまった。このような状況から考えると、プラハ商工会議所においても、チェコ系役員とドイツ系役員の妥協を許さない対立が存在していたと推論できよう。しかしその詳細を見ると、商工会議所内では、民族利害をめぐる対立は後背に退いており、ボヘミア経済の課題と国制に関わる問題を峻別しながら、冷静な議論が進められていた事実が明らかになる。ドイツ系役員側の立場から見ると、たとえボヘミアの経済活動の活性化に有効であっても国制の根幹を揺るがしかねない要求、例えばプラハ本店の設置要求などについては、強く否定された。他方、銀行内での言語の平等な取り扱いや銀行券のチェコ語表記といった、民族的利害に直接関わる問題であっても、オーストリア・ハンガリー二重帝国の枠組みにとどまる内容であれば、ドイツ系役員も柔軟に対応していたことが分かる。このことは、多数派交代後も、商工会議所が本来の機能である利害調整機能を十分果たしていたことを窺わせているのである。

3-3. 協調体制の再建

ここまで見たように、1884年の選挙後のプラハ商工会議所は、古典学説が想定したような選挙時の対立を引きずったという構図は当てはまらず、チェコ系役員とドイツ系役員が協調体制の確立を目指す姿が浮かび上がってきた。その最終段階こそが、コジャルカが着目した1886年の会頭選挙と

言えよう。そこでこの会頭選挙を取り上げて、ここまで見てきた会頭を含むチェコ系役員とドイツ系役員との関係を改めて確認しておきたい。

1886年1月28日の役員会の最初の議題が、会頭選挙であった。最初にドイツ系役員を代表してテムプスキーが発言を求めた。「同志を代表して次のことを明言しなくてはならない。私たちは、(1884年の)商工会議所の設置の際に、法的手順が破られたことを重視し、この選挙には参加できない。そして、この発言を議事録に残すことを要求する」という、1885年にリヒターが述べたものと同じ内容を繰り返している [VHG 1886, p.48]。選挙に参加することが、1884年の選挙規約そのものを承認したことになりますかねないとの理解から、ドイツ系役員は今回も選挙を棄権したのである。選挙結果は、シェボルに投じられた1票を除いて、26票全てがボンディに投じられた。1885年と同じく、ボンディはチェコ系役員全てから信任されて、再選することになった。

この会頭再任を受けて、ボンディは役員に向けて挨拶を行っている。まず、チェコ系役員に向けて、全会一致で選出してくれたことへの謝意を表し、再び会頭としての義務を果たしたいとの決意を表明した [VHG 1886, p.48]。続いて、棄権したドイツ系役員に向けて、「私は諸君の信念を尊重しており、別の道を勧めるようなことはできない。しかし議会的性格を持つ組織の長として申し上げたいのは、自分の任期中に全ての者が正当な権利を行使し、私が義務を果たしたかどうかを知ることができないということについて、苦い思いを持っているということだ」と述べ、今後の会頭選挙への参加を呼び掛けている [VHG 1886, p.49]。

この会頭の呼びかけに対して、まずチェコ系役員を代表してジブナーツが、ボンディの献身的な活動と、公正中立の姿勢を維持していることに謝意を示した。続いて、選挙に不参加だったドイツ系役員側からもテムプスキーも発言を求めた [VHG 1886, pp.49-50]。そこで彼は、「私たちの投票行動は、決して個人的な理由から取られたものではない」として、選挙への不参加とボンディへの信任表明を切り離していることを明言する。その

上で、「前回（1885年の）副会頭選挙の際、私たちは選挙に参加しないとしても、副会頭とは協調的だと申し上げた。今回も、同じ言葉を繰り返したい。そして会頭の熱意、語り尽くせないほどの様々な活動を心から承認している」と述べ、以前よりも踏み込んだ形で、ボンディの会頭としての活動に賛意を示したのである。

このように、ドイツ系役員は会頭選挙に参加しなかったものの、このテムプスキーの発言により、会頭への信認表明を行ったことになる。コジャルカの先行研究が指摘するように、協調体制が再確立されたのである。しかし留意すべきは、これが突如生じたものではないということだ。むしろ、1886年1月の会頭への信認は、1884年の選挙直後から続けられてきた協力体制の模索の完成として位置づけられるべきだろう。そして、このことは、商工会議所が本来、民族利害を反映させる場ではなく、企業家たちの相互の信頼に基づく経済振興団体であったことを改めて浮き彫りにしているのである。

4. むすびにかえて

本稿は、1884年の多数派交代後のプラハ商工会議所におけるドイツ系役員とチェコ系役員の関係を考察してきた。その際、中東欧におけるナショナリズム研究の成果を受容し、ドイツ系役員とチェコ系役員の対立を軸に考察する古典学説を批判の俎上に載せ、両陣営の協調路線の確立を描き出すことを課題とした。特に、民族的利害がむき出しとなつた1884年の選挙直後の体制が協調路線をとっていたことを明らかにすることで、商工会議所が内包する利害調整的な機能を析出しようと試みた。以下では、本論の史料分析の内容を整理しつつ、プラハ商工会議所における民族利害のあり方を改めて確認していきたい。

まず協調体制の背景として、1884年以降の業務数の急増と役員の部門別選出という事情を挙げなくてはならない。ハプスブルク帝国の商工会議所

は、商工業者の自発的組織という性格と並んで、帝国行政の末端組織の性格を有していた。この二つの役割を果たすため、全体の役員会と並んで、商業部門・工業部門それぞれの役員会の重要性が増していった。ドイツ系役員は役員会全体では少数派となつたが、大規模商業と一般大規模工業の両部門では圧倒的多数を維持していた。選挙規約改正で規模別に役員を選出することになったことで、それぞれ民族の得意分野が明確化したことになる。その結果、委員会、各部門の役員会、全体の役員会という積み上げ型の商工会議所の円滑な運営のためには、多数派交代以降も両民族の協調路線の維持が不可欠だった事情が確認できた。

その上で、チェコ・ドイツ系役員それぞれの対応についてまとめておきたい。まずチェコ系役員については、全会一致で副会頭にドイツ系役員リヒターを選出したことや、役員会での言語問題での譲歩から、ドイツ系役員に対する宥和的な姿勢が確認されたと言えよう。特に急進的な民族主義運動のリーダーの一人であるグレーゲルでさえ、ドイツ系役員との協調路線に異議を唱えていないことに着目したい。チェコ系役員が多数派となつても、商工会議所における民族的利害の主張は、極めて抑制的だったのである。

一方のドイツ系役員についても、選挙直後の役員会こそボイコットしたものの、その後は通常通り、議事に参加している。1885年の副会頭選挙、1886年の会頭選挙では、ドイツ系役員は、チェコ系役員によって選出された会頭・副会頭を追認するという対応を取っている。バッハマンが重視した会頭選挙のボイコットの意味合いそのものが異なるのである。つまり1884年の選挙規約改正手続きに対する異議申し立てが目的であり、チェコ系会頭への反発を意味するものではなかったと言えよう。

もちろん対立が全くなかつたわけではない。その代表例が、この時期のプラハ商工会議所最大の課題、オーストリア・ハンガリー銀行問題であった。金融におけるボヘミアの自立の是非をめぐる対立であり、帝国の国制、ボヘミアの経済振興、言語の平等といった政治・経済・民族の利害が複雑

に絡まる問題だった。ここで興味深いのは、対立軸が民族利害にかかわる部分ではなかった点だ。チェコ系役員の要求は、ボヘミアにおける資金供給の裁量権を持つプラハ本店の設置、倉荷預証券を担保として認めること、同銀行の取引対象となっていなかった前貸し金庫も取引対象とすること、そして言語の平等な取り扱いを認めることができ柱になっていた。これに対して、ドイツ系役員は、帝国の分裂に繋がる要求には断固として反対したが、それに触れない要求については、紙幣のチェコ語表記でさえ受け入れの意思を示したのである。

このように、1884年の選挙規約改正論争と選挙を頂点とした対立は、新体制の成立後、早期に鎮静化し、民族的利害に関する事案も抑制的に議論されていたことが明らかになった。1884年以前の利害調整機能は、チェコ系役員が多数派に代わっても継承されたと言えよう。1880年代には、チェコ民族運動は、青年チェコ・グループが主導権を握って急進的で自立志向を強めていったとされるが、プラハ商工会議所内の企業家たちの組織に限って言えば、それとは全く異なる姿が浮かび上がるるのである。まさに近年の帝国の商工会議所やナショナリズムに関する諸研究が示す通り、対立と融和を内包する組織だったのである。そして経済活動の現場に向き合っている商工会議所内が民族融和を重視していたという事実は、帝国・領邦レベルでの緊張関係から民族対立を強調するこれまでの多民族帝国像に修正を迫ることになる。

もちろん、本稿が取り扱ったのは、あくまで企業家の一つの組織に過ぎず、かつ帝国の多数の商工会議所の一つにとどまっているとの批判は免れまい。今後、企業家と労働者の関係を含めた検討が必要となる。P. ウルバニッチュラの最新の成果との擦り合わせを第一の課題としたい。次に、プラハ商工会議所の考察射程を時間的に伸ばすとともに、他の商工会議所との比較の視座も必要であろう。これについては、1891年のプラハ内国博覧会をめぐる商工会議所の取り組みが好例を示しており、次の検討課題としたい。

参考文献

- Allgemeines Reichsgesetz-und Regierungsblatt für das Kaiserthum Oesterreich*, Wien, 1851.
- Präsidialbericht über die Wirksamkeit der Handels-und Gewerbekammer in Prag im Jahre 1885*, Prag, 1888 (PWHG 1885と略す)
- Verhandlungen der Handels-und Gewerbekammer in Prag in den Jahren 1884 bis 1885*, Prag, 1887.
(1884年分については VHG 1884、85年分については役員会の開催別に VHG 1885/I と略す)
- Verhandlungen der Handels-und Gewerbekammer in Prag im Jahre 1886*, Prag, 1888. (VHG 1886と略す)
- Bachmann, H., Die Handels-und Gewerbekammer Prag und Reichenberg und der bürgerliche Wirtschaftsnationalismus als sozialgeschichtliches Problem, in: *Bohemia*, Bd.14, 1973, pp.278-288.
- Boyer, C., *Nationale Kontrahenten oder Partner?*, München, 1999.
- Boyer, C., Politik in der Lebenswelt: Die Nationalitätenfrage in den Handels-und Gewerbe-kammern der Ersten Tschechoslowakischen Republik, in: *Bohemia*, Bd.47, 2006/07, pp.29-51.
- Brousek, K., *Die Grossindustrie Böhmens 1848-1918*, München, 1987.
- Geissler, F., Die Entstehung und der Entwicklungsgang der Handelskammer in Österreich, in: Mayer, H. (Hg.), *Hundert Jahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung, 1848-1948*, Wien, 1949.
- Gruber, J., *Die Handels-und Gewerbekammer in Prag in den ersten fünfzig Jahren ihres Bestandes 1850-1900*, Prag, 1900.
- Jakubec, I., Bildung der Handelseliten am Beispiel der Prager Handels-und Gewerbekammer, in: *Prager Wirtschafts und Sozialhistorische Mitteilungen*, Bd.8, 2007/08, pp.21-32.
- Jakubec, I., Die Mitglieder der Prager Handels-und Gewerbekammer und ihre hohen Beamten als Quelle der wirtschaftlichen Elite in den böhmischen Ländern, in: *Prager Wirtschafts und Sozialhistorische Mitteilungen*, Bd.9, 2009, pp.53-64.
- Jodl, J., *Zur Eintheilung der Handels-und Gewerbekammer in Böhmen*, Prag, 1885
- Hroch, M., *Social Preconditions of National Revival in Europe*, Cambridge, 1985.
- King, J., *Budweisers into Czechs and Germans*, Princeton, 2002.
- Koralka, J., *Tschechen im Habsburgerreich und in Europa 1815-1914*, Wien, 1991.
- Koralka, J., Die Herausbildung des Wirtschaftsbürgertums in den Böhmisichen Ländern im 19. Jahrhundert, in: Heumos, P. (Hg.), *Polen und die böhmischen Länder im 19. und 20. Jahrhundert*, München, 1995 pp.57-80.
- März, E./ Socher, K., Währung und Banken in Cisleithanien, in: Brusatti, A.(Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.1, 1973, Wien, pp.323-368.
- Myška, M., Das Unternehmertum im Eisenhüttenwesen in den böhmischen Ländern während der Industriellen Revolution, in: *Zeitschrift für Unternehmersgeschichte*, Jahrg.22, 1977, pp.98-119.
- Myška, M., Die Wandlungen der Rolle der Unternehmerschaft in der Zeit der Aktiengesellschaften, in:

- Prager Wirtschafts und Sozialhistorische Mitteilungen*, Bd.2, 1995, pp.201-203.
- Myska, M., Business History in der Tschechischen Republik, in: Techova, A./ Matis, H./ Resch, A.(Hg.),
Business History, Wien, 1999, pp.67-76.
- Popelka, P., International Economic History Congress, Helsinki, in: *Prager Wirtschafts und Sozialhistorische Mitteilungen*, Bd.8, 2007/08, pp.328-330.
- Retter, K., *Die Wirtschaftskammerorganisation*, Wien, 1997.
- Schulze, M./ Wolf, N., Economic nationalism and economic integration: the Austro-Hungarian Empire in the late 19th century, in: *The Economic History Review*, Vol.65, 2012, pp.652-673.
- Schultz, H., Introduction: The double edged sword of economic nationalism, in: Schultz, H./Kubů, E. (eds.), *History and Culture of Economic Nationalism in East Central Europe*, Berlin, 2006, pp.9-26.
- Urban, O., *Die tschechische Gesellschaft 1848 bis 1918*, Wien, 1994.
- 長濱幸一「1883/84年プラハ商工会議所の役員選挙規約改正問題——「近代チェコ民族の確立」への分水嶺」——』『社会経済史学会』第73巻第4号, 2008年, pp.69-84。
- 長濱幸一「プラハ商工会議所からみる1850/60年代の工業化——農業的工業地域への展望——」『経済論究（九州大学大学院経済学会）』第134号, 2009年, pp.69-84。
- 長濱幸一「1850-70年代のプラハ商工会議所の工業化と民族問題——最後のドイツ人会頭 R. ドツツァウアーの目を通して——」『九州歴史科学』第38号, 2010年, pp.49-68。
- 長濱幸一「19世紀後半プラハの工業化と民族問題——焦点としての1879/82年プラハ大学分割論争——」『経済論究（九州大学大学院経済学会）』第136号, 2010年, pp.169-191。
- 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社, 1999年。